

特別な状況での欠席

感染症の種類と出席停止

病気で学校を休む場合、以下の病気にかかった時は「出席停止」となり、欠席になりません。ただし、医師の診断に基づきますので、分かり次第、学校にお知らせください。なお、感染症が治って登校する時は、「治癒証明書」（インフルエンザ・新型コロナの場合は「療養報告書」）を提出していただきます。

感染症名	学校登校まで。
インフルエンザ	発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ症状軽快した後1日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
風しん（3日はしか）	発しんが消失するまで。
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた化）するまで。
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
結核、髄膜炎菌性髄膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。

忌引きになる時

親族にご不幸があったとき、それに関連する休みについては出席簿上で忌引扱いになる（学校を休んでも欠席扱いにならない）場合があります。ただし、生徒と亡くなった方との続柄によって、忌引になる日数が以下のように異なります。

- 1 親等の直系尊属（父・母） … 7日以内
- 2 親等の直系尊属（祖父母） … 3日以内
- 3 親等の傍系者（兄弟姉妹） … 3日以内
- 4 親等の傍系者（おじ・おば） … 1日以内

※上記以外の親族の方のご不幸にかかわる休みについては、「欠席」扱いになります。

入学（就職）試験について

- 1 入学（就職）試験当日は、「欠席扱いとしない日」となります。
- 2 県外入試のため、移動日が必要で、連続して登校できない場合も「欠席扱いとしない日」となります。

大会参加について

授業日に中体連主催の大会に参加する場合は、「欠席扱いとしない日」となります。
ただし、中体連主催の大会のみです。

出席について

- 1 朝学習の開始時刻（８時０５分）に教室にて過ごしていることとします。
※この時刻を過ぎてからの登校は、「遅刻」扱いとします。なお、６校時までの授業に参加できない場合は、「早引き」扱いとします。
- 2 「各授業」の開始後、その途中で、通院・受診等に出かけ、「帰りの学活」前（授業時間内）に帰校した場合は「出席」とします。
※健康面での事情等によって、いわゆる「中抜け」をした場合は「出席」扱いとします。
- 3 「出席」は、朝学習の時間（８時０５分）から授業時間内（６校時終了）で学校生活全般を過ごしていることとします。

緊急時の校舎前への車の乗り入れについて

- 1 体調不良等で早退をする際、生徒を迎えに来る時には、校舎前まで車を乗り入れてかまいません。
- 2 上記１の場合を除き、生徒の安全確保のため、校舎前への車の乗り入れはご遠慮ください。特に、冬の時期は、校舎裏が積雪で狭くなり、さらに凍結しています。生徒の安全のためにご協力ください。